

平成 22 年度事業報告

1 概 況

平成 22 年度は前年に引続いて公益法人制度改革への対応を最重要課題と位置付け、新しい法人会の構築を図るため、制度改革に関する情報収集に努め、公益認定に向けた具体的作業に取り組みました。

事業活動の面においては、公益法人制度改革への対応を踏まえつつ、「三本柱」である税知識の普及や建設的な税制改正の提言、地域社会における幅広い貢献活動、会員の自己啓発を図るための研修活動の充実などに積極的に取り組みました。

税制改正の提言については、「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めました。

研修活動についてはさらなる「e-Tax」普及推進のため、IT 経営改善セミナーや「税法・税務」の研修並びに金融セミナー等、事業再構築等に関わる研修を中心に開催いたしました。

社会貢献活動については、継続事業として取り組んでいる夏の海水浴シーズンを迎えての海岸清掃を実施し、また文化講演会を開催して古タオルの収集を行い、福祉施設へ寄贈するなどボランティア活動を実施しました。このほか今年度も青年部において、全国統一の活動として小学生高学年を対象に全法連が作成した租税教育用教材等を活用して租税教室を開催いたしました。

広報活動については全法連機関誌「ほうじん」並びに当会の会報「かしわざき法人会」を配布しました。このほか地元新聞に「税の啓発用新聞広告」の掲載を行い、税の広報に努めました。

組織基盤においては、全国的な「会員増強月間」に積極的に取り組みましたが、経済不況の影響を受け、目標を大幅に下回る厳しい結果となりました。

福利厚生制度については、厳しい経済状況下ではありますが、提携保険会社の努力によりほぼ横這いで業績は推移することが出来ました。また本年も、がん検診「PET/CT 検査」において、会員サービスに務めさせていただきました。

2 公益関係

1. 税の啓発活動

(1) 平成 22 年度の税制・税務に関する研修会の実施状況

テ ー マ	参加人員	講 師 名
平成 22 年度税制改正の概要	83 名	柏崎税務署担当係官
くらしのなかの税金知識		
税務調査と節税対策セミナー	61 名	(有)ノムイック取締役 野村郁夫氏
講話『税を巡る汗と涙と笑いと苦悩の人間模様』	47 名	柏崎税務署長
年末調整について		柏崎税務署担当係官
決算申告実務間違いやすい 5 つのポイント	40 名	DVD 研修
法人税申告書の実務について		柏崎税務署担当係官
合 計	231 名	

(2) 租税教育活動

- ① 青年部では柏崎刈羽内の小学校 3 校（新道小学校・柏崎小学校・枇杷島小学校）を対象に、租税教育を実施した。アニメ DVD 「けんたくんの大冒険」を上映し、テキストを使って税金の役割を小学生に説明。さらにクイズで税に親しみを覚える活動を行った。
- ② 若者を対象にした税の啓発マンガ本「税ってなんだ？」（著者水木しげる氏）を、新潟産業大学・新潟工科大学、また成人式に配布した。

(3) 税の広報活動

- ① 柏崎法人会の会報「かしわざき法人会」および全法連機関誌「ほうじん」の配布
- ② 平成 22 年度「年末調整のしかた」冊子の普及
- ③ 「税を考える週間」に因んで「e-Tax」の利用促進並びに税制改正の提言を柏崎日報に広告。また確定申告時期に合わせて、「e-Tax」の利用促進を、柏崎日報・柏新時報に広告しました。

(4) 研修用教材の作成・配布

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心である。各種テキスト等を、研修会の開催時や会員に無料配布している。

配布したテキスト・パンフレット等

- ① 平成 22 年度の税制改正のあらまし速報版
- ② 国税の期限内納付パンフレット
- ③ けんた君教えて！くらしのなかの税金知識パート 1～4
(万ーのための備え・マイホーム買う売るリフォーム・夢のセカンドライフ・こんな時代の収入工夫)

- ④ 貸倒損失及び貸倒引当金に係る会計及び税務の取り扱い
- ⑤ 平成 22 年度の税制改正のあらまし
- ⑥ 平成 22 年度版・会社の決算申告の実務
- ⑦ 税理士の代理送信による電子申告の利用について
- ⑧ 事業継承のポイント
- ⑨ わかりやすい法人税申告の実務 平成 22 年度版
- ⑩ 税務調査対応マニュアル

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も基本テーマを「今後の望ましい税制のあり方」と設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめた。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下の通り。

平成 23 年度税制改正要望事項

総 論

第一 経済活性化への積極的取り組み

世界経済が減速する中、我が国の経済も大きく景気後退に入っている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をし頑張っているのが現状である。

中小企業の 70%が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税収の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成 22 年度予算によれば、本年度の国債発行 44 兆円、歳入総額に占める公債金収入 47.8%となった。世界規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成 22 年度末の国民の借金の総額が 937 兆円に達した。これは、まさに破綻同然の財政状況である。政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

現在、民主党政権は無駄な予算を削るという「事業仕分」を国民の前に公開し実施した。その結果、去年は約 7,000 億円の無駄な予算を削減することができた。今後とも引き続き厳しく官僚を追及し無駄を削るということを徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- (1) 政府は平成 23 年を目標にプライマリーバランスの回復を計る方針を決めていたが、最近その実現を諦めたようで早急に国民の納得のいく新しい施策を提示し行動すること
- (2) 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正検査制度の導入

- (3) 議員数の削減及び報酬の見直し
- (4) 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- (5) 公共を積極的に民間に移行
- (6) 市町村合併の効果（経済節減）を早めに取り組む
- (7) 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた特別会計の抜本的改革が必要

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人税の実効税率は主要国に比べまだ高いことから法人税枠を引下げて、企業の国際競争力の確保、雇用の確保に努めること。また、特に厳しい状況にある中小企業の活性化を計るために景気浮揚に配慮した税制改正が必要である。

交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないように配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、少子高齢化が進むなかで国民は将来の不安がますます増大しての低い理由の第一は将来に対する不安が上げられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることから、より強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

- (1) 法人税率の引き下げ

我が国の法人税の実効税率は、EU 諸国やアジア諸国に比べ高く、国際競争力を高めるためにも法人税の引き下げを要望する。

(2) 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

平成 21 年度税制改正で、中小法人等における法人税の軽減税率が 2 年間の措置として 22% から 18% に引き下げられたが、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を踏まえると中小法人に適用される軽減税率は、時限措置でなく恒久化するとともに、昭和 56 年以来、課税所得 800 万以下に据え置かれている軽減率適用所得額を少なくとも 1,500 万円程度に引き上げることを要望する。

(3) 交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

(4) 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するよう税率構造を見直すことが大切である。

(1) 税率構造のさらなる是正

平成 18 年度改正で税率構造が 4 区分から 6 区分となったが、一部では増税となるところもあり更なる改善が必要である。

(2) 諸控除等の見直し

- ◆ 各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。
- ◆ それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。
- ◆ 「所得控除から手当へ」の考え方で、扶養控除が見直されたが、それに伴い所得税の税額等に連動する国民健康保険料、保育料等、また医療・福祉の負担等の見直しが適正に措置されることを要望する。

(3) 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

(4) 金融所得一体課税の検討

10 種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにするべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行うよう要望する。

(5) 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題導入など検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

第三 消費税制について

消費税率引き上げの条件については、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるといずれは、引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。

第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成 21 年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の 80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

第五 地方税制について

(1) 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- ① 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- ② 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- ③ 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

(2) 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり・なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

(3) 外形標準課税について

資本金 1 億円超の法人については、既に平成 16 年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

(4) 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の使途や CO₂ 削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO₂ を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関 IPCC の地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地に

おける破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

(1) 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

(2) 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

(3) 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とする。

第二 所得税関係

(1) 土地譲渡所得の損益通算の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

第三 相続関係

(1) 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(2) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

第四 間接税関係

(1) 印紙税の改正

① 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未満とする。

② 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以 上

(2) 要望実現のための陳情活動の展開

固定資産税の軽減及び事業所税の廃止等、地方税制の見直しについて、柏崎市長並びに市議会議長に税制改正提言の要望活動を実施した。

(3) 平成 22 年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われた箇所は以下の通りです。

～法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項～

平成 23 年度税制改正においては、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正等を柱として、税制抜本改革に向け、税制全般にわたり改正されました。

法人税制については、課税ベースの拡大と併せて、法人会が強く要望してきた「法人実効税率の引き下げ」及び「年金所得者の申告手続きの簡素化」「更正請求期間の延長」「相続時精算課税制度の年齢要件の拡充」などが挙げられます。

なお、今回記載されている内容につきましては、平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）を基に改正が行われたという前提でとなっておりますので、お含みおき下さい。法人会の実現事項を含む主な改正内容は次のとおりです。

<法人課税>

(1) 法人税率の引き下げ

法人会が長らく要望してきた法人税率の引き下げについては、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5%引き下げ、法人税率が 30%が 25.5%に引き下げられました。（平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用）

また、中小法人に対する軽減税率は、18%から 15%（平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度に適用）に引き下げられました。

(2) 減価償却制度の見直し

平成 23 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却の定率法の償却率が、定額法の償却率の 2.0 倍（従来 2.5 倍）の数に引き下げられました。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

中小法人等を除き、欠損金の繰越控除限度額が、繰越控除する事業年度における繰越控除前の所得金額の 80%相当額となりました。（平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用）また、繰越期間は 9 年（従来 7 年）に延長されました。（平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度で生じた欠損金に適用）

(4) 雇用促進税制

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度において、雇用保険の一般被保険者の数を前事業年度より 10%以上かつ 5 人（中小企業は 2 人）以上増加させる等、一定の要件を満たした場合に、1 人当たり 20 万円の税額控除ができる制度が創設されました。

(5) 次の租税特別措置が適用期限の到来をもって廃止となりました。

- ・ 中小企業等基盤強化税制
- ・ 研究開発税制における試験研究費の税額控除制度に係る特別措置

<所得課税>

(1) 給与所得控除の上限設定

年収 1,500 万円超の給与所得控除額に上限（245 万円）が設けられました。さらに、役員給与については、2,000 万円を超えるとその金額に応じて給与所得控除額が逡減し、4,000 万円超の場合には 125 万円となりました。

（2） 特定支出控除の見直し

通勤費等の従来の範囲に加えて、弁護士等の資格取得費、職務に関連のある書籍の購入費、職場で着用する衣服の衣服費などが追加され、その計算方法も見直されました。

（3） 成年扶養控除の見直し

一定の要件を満たす特定成年扶養親族を扶養している場合や合計所得金額が 400 万円以下の場合などに限り、控除できることとなりました。

（4） 金融証券税制

上場株式等の配当や譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限が 2 年延長されました。

（5） 電子申告に係る特別控除

電子申告に係る特別控除について、税額控除額（従来 5,000 円）が平成 23 年分は 4,000 円、平成 24 年分は 3,000 円に引き下げられた上で、適用期限が 2 年延長されました。

（6） 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が 400 万円以下でその他の所得金額が 20 万円以下の場合には、確定申告が不要となる制度が創設されました。

（7） 更正請求

更正請求をすることができる期間が、5 年（従来 1 年）に延長されました。

＜資産課税＞

（1） 相続税の課税ベースと税制の見直し

相続税の基礎控除について、定額控除が 3,000 万円（従来 5,000 万円）に引き下げられ、法定相続人数に比例して控除される部分についても「600 万円（従来 1,000 万円×法定相続人の数）」に縮小されました。

また、税率区分が細分化され、最高税率は 55%に引き上げられました。

（2） 贈与税の税率の見直し

暦年課税の贈与税について、税率区分が細分化されたのと併せて税率が見直され、最高税率は 55%に引き上げられました。

（3） 相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に「20 歳以上の孫」が追加され、法人会の求めていた贈与者の年齢引き下げについては、60 歳（従来 65 歳）以上となりました。

＜消費課税＞

（1） 消費税の免税事業者の要件の見直し

事業者免税点制度の適用を受けようとする際の基準が見直され、前年度の上半期の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者については、適用されないこととなりました。（平成 24 年 10 月 1 日以

後開始する事業年度に適用)

(2) 地球温暖化対策のための税

石油石炭税に「地球温暖化対策等のための課税の特例」を設け、平成 23 年 10 月 1 日以後、CO₂ 排出量に応じた税率が上乘せされることとなりました。

3. 経営支援活動

(1) 平成 22 年度経営支援に関する研修会の実施状況

テ ー マ	参加人員	講 師 名
最新の国際情勢と日本経済の行方	90 名	早稲田大学大学院教授 川村亨夫氏
金融円滑法について	24 名	TCHコンサルティング(株)代表取締役 石川英文氏
公共 IT サービス「電子政府」活用術	20 名	ブリッジリサーチ&コンサルティング 代表 阿部満氏
上手な債権回収これが決め手！	24 名	青木孝法律事務所 所長 青木孝氏
社会人として大切なことはディズニーランドで教わった	104 名	(有)香取感動マネジメント代表 香取貴信氏
合 計	262 名	

(2) 研修用教材の配布

経営支援活動の研修会については各種テキスト等を、研修会の開催時や会員に無料配布している。

配布したテキスト・パンフレット等

- ① 文例でわかるやさしいビジネス文書の書き方
- ② 会社経費節減の進め方
- ③ 知っておきたい債権回収 25 のポイント
- ④ 経営改善に役立つ会社経費削減の進め方
- ⑤ 環境の変化に適合し中小企業の経営体質を維持・強化するための金融取引
- ⑥ 経営課題を解決に導く IT 活用法

4. 地域発展活動

(1) 社会貢献活動

地域社会に対する法人会の知名度の向上、イメージアップに大きく貢献した。

① 海岸の美化運動

会員並びに市民に呼びかけて、中央海岸のゴミ拾い及び「ごみ持ち帰り運動」の看板を設置。

日 時 平成 22 年 7 月 4 日

場 所 中央海岸

参加者 大人 297 名、子供 83 名 合計 380 名

② 文化講演会

一般公開による講演会を実施し来場者からタオルを寄付いただき、111本を柏崎刈羽福祉事業協会へ寄贈。当日は「ゲゲゲの鬼太郎 これが人間社会だ！税って何だ？」（水木しげる氏）の漫画本を配布した。

日 時 平成 22 年 10 月 15 日

場 所 柏崎エネルギーホール

講 師 登山家・日本トレッキング協会会長 田部井 淳子 氏

テーマ 世界の山々をめざして

参加者 会員 96 名、非会員 54 名 合計 150 名

(2) 小学校美化運動

租税教育活動を実施した小学校に花の球根（チューリップ）を寄贈。子供たちの手で学校にも美化運動を広げ、今後も続けていくこととしている。

3 共益関係

1. 福利厚生事業

福利厚生制度については厳しい経済状況下であるが、厚生委員会および提携保険会社の努力によりほぼ横這いで業績は推移することが出来た。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会役員と提携保険会社の連絡を密にするため開催（平成 22 年 8 月 5 日）

② 加入状況

H23 年 3 月	経営者大型保障制度	がん保険制度	経営保全プラン
会員加入率	16 %	16 %	3 %
加入企業数	122 社	128 社	23 社

③ 法人会会員健康管理サービス

会員対象に、健康管理サービスとして PET/CT によるがん検診（法人会会員特別価格）を JA 長野厚生連 PET 画像診断センターと提携して実施。申込者に受信の補助を実施して福利厚生制度に繋げた。

配布したパンフレット等

- ① 法人会の福利厚生制度
- ② なるほど納得！法人会の福利厚生制度
- ③ 健康情報小冊子パート 1～4

2. 会員支援事業

会員の活発な交流と健康増進のための事業を行った。

- ① 第 42 回バスハイキング

日 時 平成 22 年 8 月 1 日
 行 先 美ヶ原高原
 参加者 41 名

② 第 54 回全柏崎知名人親善野球大会に参加

日 時 平成 22 年 9 月 11 日
 場 所 荒浜球場、松浜中学校球場
 参加者 14 名

3. 会員増強推進

(1) 組織

会員数 766 社（平成 23 年 3 月 31 日）
 組織率 48.9%（所管法人数 1,565 社）

(2) 会員異動状況

期首会員数	期 中 異 動		期末会員数
	入 会	退 会	
779 社	6 社	19 社	766 社

(3) 組織の充実・強化

従来から当法人会の原点は仲間づくりであり、また会の活性化を図るためにも組織の拡充を目指して、毎年会員増強運動を続けている。今年度も公益法人改革に向けて、10～3 月の 6 ヶ月間を増強運動期間と定め、また協力団体である税理士会並びに福利厚生保険会社の協力を要請し、例年通りに実施した。

4. 支部等事業

テ ー マ	参加人員	講 師 名
(西山部会)「白山百膳」の取組みについて	21 名	安本知子氏（僧侶・ペンションオーナー）

5. 青年部

(1) 組織

部員数 29 名（平成 23 年 3 月 31 日）

(2) 部員異動状況

期首部員数	期 中 異 動		期末部員数
	入 会	退 会	
26 名	3 名	0 名	29 名

(3) 事業活動

- ① 監査会（4/6）
- ② 総会・税務研修会（4/20）

- ③ 第1回役員会 (6/22)
- ④ 地域社会貢献活動 公德心マナー向上と海岸清掃 (7/4)
- ⑤ 例会兼納涼会 (8/6)
- ⑥ 第1回青年部会連絡会正副会長会議 (9/2)
- ⑦ 合同経営セミナー (9/7)
- ⑧ 租税教育活動研修会 (9/16)
- ⑨ 第28回新潟県法人会連合会青年部合同セミナー (10/7)
- ⑩ 第24回法人会全国青年の集い・とちぎ大会 (10/14・15)
- ⑪ 文化講演会 (10/15)
- ⑫ (社)高田法人会青年部創立20周年記念式典 (11/5)
- ⑬ 第2回青年部会連絡会正副会長会議 (11/26)
- ⑭ 租税教育活動 (11/1～30)
- ⑮ 合同新年総会兼新春特別講演会 (1/20)
- ⑯ 租税教育反省会・第2回役員会 (2/16)

6. 女性部

(1) 組織

部員数 58名 (平成23年3月31日)

(2) 部員異動状況

期首部員数	期 中 異 動		期末部員数
	入 会	退 会	
59 名	0 名	1 名	58 名

(3) 事業活動

- ① 第5回法人会全国女性フォーラム・岡山大会 (4/8)
- ② 監査会 (4/8)
- ③ 総会・税務研修会 (4/21)
- ④ 第1回役員会 (5/17)
- ⑤ 地域社会貢献活動 公德心マナー向上と海岸清掃 (7/4)
- ⑥ 視察研修旅行 (7/7)
- ⑦ 例会兼納涼会 (8/19)
- ⑧ 合同経営セミナー (9/7)
- ⑨ 県法連女性部会連絡協議会正副会長会議 (9/24)
- ⑩ 第2回役員会 (10/15)
- ⑪ 文化講演会 (10/15)
- ⑫ 第7回新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナー (10/21)
- ⑬ 合同新年総会兼新春特別講演会 (1/20)
- ⑭ 第3回役員会 (1/18)

4 管理関係

(1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努める。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や会活動のPRを図る。

(2) 諸会議の開催状況

(1) 平成22年度通常総会

期 日 平成22年5月13日

場 所 柏崎エネルギーホール

議 題 ①平成21年度事業報告並びに収支決算承認について

②平成22年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認について

出席者 461社(委任状含む)

(2) 正副会長並びに委員長会議

期 日 平成22年11月26日

場 所 乃佐和

議 題 ①新年総会並びに平成23年度総会について

②平成22事業並びに会計の途中経過報告について

出席者 7名

(3) 役員会

1. 期 日 平成22年4月16日

場 所 柏崎商工会議所

議 題 ①通常総会並びに記念講演について

②平成21年度事業報告並びに収支決算報告について

③平成22年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

④新公益法人移行について

出席者 33名

2. 期 日 平成22年9月10日

場 所 ニュー新橋

議 題 ①新公益法人制度移行への経過報告について

②会員増強について

③平成23年度税制改正要望事項等の報告について

出席者 26名

(4) 監査会

期 日 平成22年4月16日

場 所 柏崎商工会議所

議 題 平成21年度事業報告並びに会計監査実施

(5) 支部総会

[西山部会] 通常総会

期 日 平成 22 年 5 月 28 日

場 所 やま友

議 題 ①平成 21 年度事業報告並びに収支決算報告について
②平成 22 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

出席者 23 社 (委任状含む)

(6) 支部役員会

[西山部会]

1. 期 日 平成 22 年 5 月 28 日

場 所 やま友

議 題 ①平成 21 年度監査会
②通常総会提出議案について

出席者 6 名

2. 期 日 平成 23 年 2 月 20 日

場 所 やま友

議 題 ①役員改選について
②合同講演会の開催について

出席者 4 名

(7) その他会議

[柏崎税務署管内税務協力関係団体協議会]

(1) 通常総会

期 日 平成 22 年 7 月 29 日

場 所 柏崎商工会議所

議 題 ①平成 21 年度事業報告・収支決算
②平成 22 年度事業計画・収支予算

(2) 税に関する情報交換会

期 日 平成 22 年 10 月 15 日

場 所 柏崎税務署

議 題 税を考える週間について

(3) 納税表彰式

期 日 平成 22 年 11 月 16 日

場 所 柏崎エネルギーホール

出席者 19 名

(4) 新春懇談会

期 日 平成 23 年 1 月 27 日

場 所 柏崎商工会議所

議 題 平成 22 年度税制改正について

出席者 1名

(8) 全法連・局法連・県連関係

[県法連関係]

(1) 第1回理事会

期 日 平成22年5月26日

場 所 ホテルイタリア軒

議 題 ①定時総会に提案する議案の審議について

②全法連功労者表彰および県法連功労者表彰等について

(2) 定時総会

期 日 平成22年5月26日

場 所 ホテルイタリア軒

議 題 ①平成21年度事業報告承認に関する件

②平成21年度収支決算承認に関する件

③平成22年度事業計画(案)承認に関する件

④平成22年度収支予算(案)承認に関する件

⑤全法連会長表彰状伝達式

⑥県法連功労者表彰式

⑦e-Tax推進表彰式

⑧福利厚生制度推進表彰式

(3) 第1回税制委員会

期 日 平成22年6月8日

場 所 ANAクラウンプラザホテル新潟

議 題 ①単位会の平成22年度税制改正要望活動の結果について

②税制改正に関するアンケート調査の結果について

③平成23年度要望書作成のための審議

(4) 第1回事務担当者職員研修会

期 日 平成22年7月6日

場 所 新潟東映ホテル

議 題 ①公益認定の今後の対応について

②公益認定申請に当たっての関係資料の作成方について

(5) 第1回組織委員会

期 日 平成22年9月8日

場 所 ANAクラウンプラザホテル新潟

議 題 ①全法連組織委員会の報告と審議について

②本年度会員増強運動について

③各単位会の活動状況について

(6) 第1回研修委員会

期 日 平成22年10月13日

場 所 新潟グランドホテル

議 題 ①全法連研修委員会の報告と審議について
②公益認定の今後の対応について
③各単位会の活動状況について

(7) 第2回事務担当者職員研修会

期 日 平成22年10月14日

場 所 新潟商工会議所中央会館

議 題 ①全法連第3回第1陣モデル単位会勉強会出席結果の伝達について
②公益法人制度改革への具体的な作業手順について
③先行会での申請書等について

(8) 三者合同表彰研修会・ペナントレース2010

期 日 平成22年12月17日

会 場 弥彦温泉 弥彦グランドホテル

議 題 ①優績推進員表彰式
②法人会推進の現状と今後の推進について

(9) 国税局幹部との協議会

期 日 平成23年1月27日

場 所 新潟東映ホテル

議 題 ①国税局からの要望事項
②国税局からの周知事項
③各単位会の活動報告及び国税局への要望事項について

(10) 第1回理事会

期 日 平成23年1月27日

場 所 新潟東映ホテル

議 題 ①平成23年度暫定予算承認の件
②平成23年度税制活動要望活動の報告
③公益法人制度改革への対応について

(11) 第2回事務担当者職員研修会

期 日 平成23年1月28日

場 所 新潟商工会議所

議 題 新公益法人制度への対応について

(12) 厚生委員会

期 日 平成22年3月25日

場 所 ANAクラウンプラザホテル新潟

議 題 ①全法連厚生委員会の報告と審議について
②福利厚生制度商品及び推進状況について

[局法連関係]

(1) 第1回事務局担当者研修会

期 日 平成 22 年 12 月 2 日

場 所 ブリランテ武蔵野

研修会 新公益法人への移行対応について・事業別区分経理の内訳表作成方法等について

講 師 全法連 新公益法人制度対策室長 田島義範 氏

(2) 第 2 回事務局担当者研修会

期 日 平成 23 年 2 月 28 日

場 所 ブリランテ武蔵野

議 題 新公益会計ソフト操作説明

講 師 全法連 財務部主任 滝澤壮行氏

[その他上部団体、関係機関等の会議]

(1) 柏崎商工会議所新年賀詞交換会

期 日 平成 23 年 1 月 4 日

場 所 柏崎市民プラザ